



保国発 1 1 0 9 第 1 号
平成 2 4 年 1 1 月 9 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局国民健康保険課長

平成 2 4 年度特別調整交付金（その他特別の事情がある場合）
の交付基準等について

平成 2 4 年度における国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（以下「算定省令」という。）第 6 条第 1 2 号の規定による特別調整交付金の交付方針及び交付申請額の算定方法等については、別紙「平成 24 年度特別調整交付金（算定省令第 6 条第 1 2 号その他特別の事情がある場合）交付基準」によることとしたので、通知する。

なお、算定省令第 6 条第 1 号及び第 4 号の交付申請額の算定方法の平成 2 4 年度における取扱いについては、算定対象期間内に平成 2 3 年度国民健康保険災害臨時特例補助金及び平成 2 3 年度特別調整交付金により、東日本大震災により被災した被保険者に係る保険料（税）の減免及び一部負担金の免除に対する財政支援を実施したことから、既に財政支援を受けた額を控除することとしている。

詳細については、別途、連絡するので併せて貴管内保険者への周知及び指導方よろしくお願いしたい。

別 紙

平成24年度特別調整交付金（算定省令第6条第12号その他特別の事情がある場合）交付基準

〔交付基準〕

申請事由1から9に該当する保険者であって、国保事業の適正運営に積極的に取り組んでおり、かつ、都道府県において当該保険者が特別調整交付金の交付を受けることによって指導上の効果が期待し得ると判断し、推薦する保険者であること。

〔申請事由〕

1 平成23年度において、収納率による普通調整交付金の減額を受けている保険者であって、保険料（税）収納率向上対策の効果が認められること

（申請の要件）

保険料（税）収納率向上対策に積極的に取り組んでいる保険者であって、次の①及び②のいずれにも該当すること。

① 算定省令第7条の規定により、平成23年度の普通調整交付金が減額されていること。

② 平成23年度又は平成25年1月31日現在の現年度収納率（一般被保険者分。以下同じ）が、平成22年度に比べ、平成23年の年間平均一般被保険者数規模の区分に応じて、下表に定める率（上昇ポイント）以上向上しており、かつ、平成25年1月31日現在の現年度収納率が平成24年1月31日現在の現年度収納率を上回っていること。

ただし、遡及適用・賦課を保険料については2年、保険税については3年として平成23年度当初から実施している保険者（平成23年度の年度途中及び平成24年4月1日に国民健康保険の事業の運営の広域化（市町村合併によるものを含む。以下、単に「広域化」という。）を行った保険者については、広域化を行う以前の個々の保険者において平成23年度当初から実施していること。）であって、平成24年度において被保険者資格証明書の交付を実施している保険者であること。

また、平成24年度過年度の収納率（一般被保険者分。以下同じ）が平成23年度過年度の収納率に比べ著しく低下する見込みである保険者は除くこと。

年間平均一般被保険者数			
1万人未満		1万人以上5万人未満	
平成22年度収納率	伸び率	平成22年度収納率	伸び率
92%以上	0.08	91%以上	0.05
90%以上92%未満	0.10	89%以上91%未満	0.08
87%以上90%未満	0.13	86%以上89%未満	0.10
84%以上87%未満	0.15	83%以上86%未満	0.13
81%以上84%未満	0.18	80%以上83%未満	0.15
78%以上81%未満	0.20	77%以上80%未満	0.18
75%以上78%未満	0.23	75%以上77%未満	0.20
75%未満	0.25	75%未満	0.23

年間平均一般被保険者数			
5万人以上10万人未満		10万人以上	
平成22年度収納率	伸び率	平成22年度収納率	伸び率
90%以上	0.03	89%以上	0.01
88%以上90%未満	0.05	87%以上89%未満	0.03
85%以上88%未満	0.08	84%以上87%未満	0.05
82%以上85%未満	0.10	81%以上84%未満	0.08
79%以上82%未満	0.13	78%以上81%未満	0.10
76%以上79%未満	0.15	76%以上78%未満	0.13
75%以上76%未満	0.18	75%以上76%未満	0.15
75%未満	0.20	75%未満	0.18

2 エイズ予防に関する知識の普及啓発の実施

(申請の要件)

エイズ予防に関する知識の普及、啓発に積極的に取り組んでいる保険者であって、次の事業を実施したこと又は、年度内に実施することが確実であること。

- ① エイズ予防に関するパンフレットの作成。(購入する場合も含む。)
- ② エイズ予防に関する知識の普及、啓発のため下記の事業に要した経費があること。
(上記①の経費は除く。)

例. エイズ予防講習会、エイズ予防教室
エイズに関する相談の開催
医療従事者を対象とした研修への参加等

3 直営診療施設の運営に係る特別に要した費用があること

(申請の要件)

次の①から⑤のいずれかに該当する特別に要した費用のある直営施設であること。ただし、①については国民健康保険関連施設（健康管理センター、歯科保健センター、総合保健施設）についても交付対象とする。なお、申請事由4「直営診療施設整備に関する費用があること」の交付対象事業は、申請することができない。

- ① 災害等による被害を受け復旧に要した費用
- ② 災害等による被害を受けた地域の人的支援に要した費用
- ③ 経営合理化のために要した費用
 - ア レセプト電算処理システムの導入及び更新
 - イ 統合系医療情報システムの導入及び更新
 - ウ その他
- ④ 療養環境の改善に要した費用
- ⑤ 医師、看護師、保健師等の確保対策に要した費用
 - ア 医師等の確保支援事業
 - イ 救急患者受入体制支援事業

4 直営診療施設整備に関する費用があること

(申請の要件)

「国民健康保険調整交付金（直営診療施設整備分）交付要綱」（昭和53年9月29日厚生省発保第73号）、「国民健康保険調整交付金（直営診療施設整備分）取扱要領」（平成15年4月7日保発第0407001号）及び「平成24年度における国民健康保険診療施設の整備に係る助成について」（平成24年4月6日保国発0406第3号）の規定に基づき、補助対象経費として認められた市町村保険者が行う建物（診療所及び病院（結核、精神疾患、感染症のみを対象とする施設は除く。）、医師住宅、看護師宿舎及び院内託児施設等をいう。）並びに医療機械等（医療機械器具、患者輸送車、巡回診療車及び巡回診療船をいう。）の設置又は整備に関する費用があること。

5 保健事業に関する費用があること

(申請の要件)

「国民健康保険の保健事業に対する助成について」（平成24年4月6日保国発0406第1号）に定める交付方針に基づき、補助対象事業として認められた各種保健事業に関する費用があること。

6 国民健康保険総合保健施設事業に関する費用があること

(申請の要件)

「国民健康保険調整交付金（総合保健施設分）交付基準」（平成12年9月21日保発第164号）に定める交付基準に基づき、補助対象事業として認められた国民健康保険総合保健施設の施設整備及び運営に関する費用があること。

7 離職者に係る国民健康保険料（税）の減免に要した費用が多額であること

（申請の要件）

「離職者に係る保険料の減免の推進について」（平成21年4月14日保国発第0414001号）厚生労働省保険局国民健康保険課長通知に基づき、被保険者又はその属する世帯の世帯主が経済状況の悪化に伴い職を失ったと保険者が認める者に対し、条例に基づき国民健康保険料（税）の減免を実施したこと。

ただし、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令第6条第1号に該当する保険者及び当該減免額が、調整対象需要額の100分の0.03に相当する額以下である保険者は除く。

8 非自発的失業者の国民健康保険料（税）軽減措置による財政負担が多額であること

（申請の要件）

国民健康保険法施行令（以下「施行令」という。）第29条の7の2第1項の規定により読み替えられた施行令第29条の7第5項又は地方税法第703条の5の2第1項の規定により読み替えられた同法第703条の5に定める基準に従い保険料を減額された、施行令第29条の7の2第2項又は同法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）について、賦課期日の翌日以降に加入した特例対象被保険者等の数が、同日以降に資格喪失した特例対象被保険者等の数を超過していること。

9 特別事情による財政負担増加等があること

なお、申請に当たっては、あらかじめ厚生労働省と協議すること。

（申請の要件）

次の(1)又は(2)のいずれかに該当することを厚生労働省又は都道府県が認めた保険者とするが、遡及適用・賦課を保険料については2年、保険税については3年として平成24年度当初から実施していない保険者は、推薦の対象としないこと。

(1) 平成24年度において、やむを得ないと認められる特別の事情により予測を大幅に上回る財政負担の増加があり、健全財政の維持に支障が生ずること。

※ 次の文中、保険料に係る表記については、全て医療分保険料に係るものとする。
（収納割合を除く）

① 通常以上の事業運営努力をしていると都道府県が認める保険者であって、次のア、イのいずれにも該当すること。

ア 次の(ア)、(イ)、(ウ)のいずれかに該当する「やむを得ないと認められる事情による財政負担の増加」があること。

(ア) 平成24年度調整対象需要額(医療分)に対する財政負担増加見込額の割合^(注)が3%以上であること。

$$\text{(注) 財政負担増加見込額の割合} = \frac{\text{24年度のやむを得ない事情による保険料(税)負担増加額}^{\ast}}{\text{24年度調整対象需要額(調交申請様式第3-1の\#056の額)}}$$

※ 「平成24年度のやむを得ない事情による保険料(税)負担増加額」の算出に当たっては、原則として以下の算出方法によること。

- ・ 医療費(老人保健医療費拠出金を除く)の負担増
「平成24年度国民健康保険の保険者等の予算編成に当たっての留意事項について(通知)」(平成23年12月28日保国発1228第1号)厚生労働省保険局国民健康保険課長通知(以下「課長通知」という。)に基づいて算出された、平成24年度当初予算編成時の医療費見込額に対する特別調整交付金申請時の医療費見込額の増加額とする。
- ・ 保険料(税)収入額の減による負担増
課長通知に基づいて算出された、平成24年度当初予算編成時の保険料(税)収入見込額に対する特別調整交付金申請時の保険料(税)収入見込額の減少額とする。

(イ) 水俣病等による医療費が多額であること。

(ウ) その他上記(ア)及び(イ)に準ずると認められること。

イ 次の(ア)、(イ)のいずれにも該当すること。

ただし、(ア)又は(イ)に該当しないが、該当しないことがやむを得ないと認められる理由がある場合には推薦しても差し支えないこと。

その場合には、その事情を記載した理由書(様式は任意とする)を添付すること。

(ア) 平成24年度の保険料(税)賦課限度額が51万円であること。

(イ) 平成23年度一般被保険者に係る現年度分保険料(税)の収納率が年間平均被保険者数規模に応じて、次に定める率以上であること。

年間平均一般被保険者数	収納率
1万人未満	0.92
1万人以上5万人未満	0.91
5万人以上10万人未満	0.90
10万人以上	0.89

② ①には該当しないが、これに準ずると認められる特別の事情がある保険者であること。

(2) 国民健康保険の保険者として高い意識を有し、適正かつ健全な事業運営に積極的に取り組んでいること。この場合、保険者の推薦に当たっては、次のことを総合的に判断すること。

- I 適用の適正化状況
- II 給付の適正化状況
- III 財政対策状況
- IV 保健事業の展開状況
- V その他

(3) 次の要件に該当する場合については、当面、特別な事情があることと見なすものとする。

(申請の要件)

① 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進に要した費用があること。

「国民健康保険における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進について」（平成21年1月20日保国発第0120001号）厚生労働省保険局国民健康保険課長通知に基づき、後発医薬品（ジェネリック医薬品）希望カードやパンフレット等の作成（購入）及び後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知の作成やシステム開発に要した費用があること。ただし、郵送等に係る費用は除く。

また、後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知の作成及び通知書送付後の照会・回答事務等を都道府県国民健康保険団体連合会等へ委託した場合、委託に要した費用及び自庁システムの改修に要した費用があること。

② 国民健康保険料（税）におけるマルチペイメントネットワークを活用した口座振替推進に要した費用があること。

国民健康保険料（税）の収納対策の取り組みとして、マルチペイメントネットワークを活用した口座振替契約受付サービスの導入等に要した費用があること。

ただし、リース料、通信回線使用料、口座振替手数料、データ中継に係る費用、マルチペイメント協会等に係る年会費等の運用経費を除く。

③ 国民健康保険料（税）の特別徴収と口座振替の選択制実施に要した費用があること。

「国民健康保険の保険料（税）の特別徴収と口座振替の選択制の実施について」（平成20年12月1日）厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡に基づき、対象者へのダイレクトメール送付に係るシステム改修費用（対象者の抽出によるもの）、郵送費及び印刷費があること。

④ 非自発的失業者の国民健康保険料（税）軽減措置に係るシステム改修等に要した費用があること。

非自発的失業者の国民健康保険料（税）軽減措置に係るシステム改修費用及び周知等に要した費用があること。

- ⑤ 被扶養者であった者の国民健康保険料（税）の減免措置に要した費用があること。
「旧被扶養者」に係る条例減免について」（平成20年2月1日）及び「被扶養者であった者の保険料軽減（条例減免）の延長に係る国民健康保険条例参考例の一部を改正する条例参考例の送付について」（平成22年1月29日）厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係事務連絡に基づき、被用者保険の被扶養者であった者に係る国民健康保険料（税）の条例による減免措置を実施したこと。
- ⑥ システム稼働時期変更等に要した費用があること。
国保総合システム稼働時期の変更等に伴い追加で必要となった費用（仕様変更による自庁システム改修、旧システムの稼働費用、業務委託費等）があること。
ただし、ハードウェア等（PC、プリンター、LAN回線等）の購入費用、リース料、保守費用等は除く。
- ⑦ 臓器提供の意思表示に係る被保険者証等の様式変更等に要した費用があること。
「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴う国民健康保険被保険者証等の様式変更に関する事務の取扱いについて」（平成22年5月17日）厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡に基づき、臓器提供の意思表示に係る被保険者証等の様式変更等に要した費用があること。
- ア 制度周知用チラシ、パンフレット等の作成に要した費用があること。
ただし、郵送費は除く。
- イ 意思表示した内容を保護するシールの作成に要した費用があること。
ただし、郵送費は除く。
- ウ 被保険者証等の様式変更等に要した費用、または、臓器提供意思表示シールの作成に要した費用があること。
ただし、被保険者証等の作成費用は除く。
また、臓器提供意思表示シールの郵送費（他の郵送物に同封する場合は重量増加分）があること。
- ⑧ 医療機関における適正受診に係る普及啓発に要した費用があること。
「医療機関における適正受診に係る普及啓発について」（平成22年4月26日）厚生労働省保険局国民健康保険課長通知に基づき、医療機関における適正受診に係る普及啓発に要した費用があること。
ただし、郵送費は除く。
- ⑨ 全国建設工事業国民健康保険組合の無資格加入者に対し療養費の支給を行ったことによる財政負担があること。
「全国建設工事業国民健康保険組合の無資格加入者の資格喪失等の取扱いについて」（平成22年9月13日保保発0913第2号、保国発0913第1号、年管管発0913第1号）厚生労働省保険局保険課長、保険局国民健康保険課長、年金局事業管理課長通知に基づき、無資格加入者に対して支給した療養費の支給総額と無資格加入者に遡及して賦課（課税）する医療分保険料（税）総額に差額があること。

⑩ 退職者医療制度の廃止に伴う財政影響が多であること。

平成23年度前期高齢者交付金等の額（前期高齢者交付金と療養給付費等交付金の合計額。以下同じ。）が、平成19年度療養給付費等交付金の額を下回っており、かつ、平成23年度において、被保険者一人当たり基準総所得金額が全国平均を下回っていること。

⑪ 20歳未満の被保険者が多いことによる財政影響があること。

平成22年度において20歳未満の被保険者の加入率が全国平均を上回っており、かつ、平成22年度の被保険者一人当たり基準総所得金額が大幅に低いこと。

⑫ 口蹄疫に係る特例措置に要した費用があること。

「平成22年4月以降に発生した口蹄疫の影響により手当金等の交付を受けた者の一部負担金等の取扱いについて」（平成23年7月8日）厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡に基づく、一部負担金に係る所得の額の算定等に係る特例に対応するためのシステム改修費用及び保険料（税）の減免による財政負担があること。

⑬ 制度改正等によるシステム改修等に要した費用があること。

制度改正等によるシステム改修等に要した費用について、以下のア～エの合算額を交付する。

ア 外国人の取扱変更に伴う改修

出入国管理及び難民認定法、住民基本台帳法の改正に伴う外国人の取扱変更に係るシステム改修に要した費用があること。

イ 外来診療における高額療養費の現物給付化に伴う改修等

外来診療における高額療養費の現物給付化に伴うシステム改修及び周知広報に要した費用があること。

ウ 扶養控除廃止に伴い所得調整控除の導入に係る改修等

扶養控除廃止に伴い所得調整控除の導入に係るシステム改修及び周知広報に要した費用があること。

エ 住民税方式から旧ただし書き方式へ変更することに伴う改修等

所得割算定方式について、住民税方式から旧ただし書き方式へ変更することに伴いシステム改修及び周知広報に要した費用があること。

⑭ 国民健康保険の財政負担となる影響額等があること。

前年度の財政調整交付金において、申請誤り等により国民健康保険の財政負担となる影響額があること。

また、「国民健康保険関係国庫補助金等の自主点検について」（平成23年9月27日）厚生労働省保険局国民健康保険課長補佐事務連絡に基づき、自主点検により判明した過小交付による国民健康保険の財政負担となる影響額があること。

ただし、平成23年度において、やむを得ない事情により未実施の保険者に限る。なお、当該メニューで交付を受けた場合、今後、過大交付が判明した際に相殺ができないので留意すること。

⑮ 東日本大震災による財政負担増があること。

東日本大震災による財政負担増について、以下のアからカの合算額を交付する。

ア 保険料（税）減免の措置に対する財政支援

「東日本大震災により被災した被保険者等の保険料（税）の減免措置に対する財政支援の延長について」（平成24年2月9日）厚生労働省保険局国民健康保険課、高齢者医療課、総務省自治税務局市町村税課事務連絡、「東日本大震災により被災した被保険者等の保険料（税）減免に対する財政支援の基準等について」（平成24年5月14日）厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡及び「平成24年10月1日以降の東日本大震災により被災した被保険者に係る一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について」（平成24年7月24日）厚生労働省保険局国民健康保険課、高齢者医療課、総務省自治税務局市町村税課事務連絡において示した保険料（税）の減免基準等に基づき、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条及び地方税法（昭和22年法律第226号）第717条の規定により減免したこと。

イ 一部負担金免除の措置に対する財政支援

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について」（平成23年5月2日保発0503第3号）厚生労働省保険局長通知、「東日本大震災により被災した被保険者等の一部負担金の免除措置に対する財政支援の延長について」（平成24年1月31日）厚生労働省保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課、総務課医療費適正化対策推進室事務連絡及び「平成24年10月1日以降の東日本大震災により被災した被保険者に係る一部負担金の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援について」（平成24年7月24日）厚生労働省保険局国民健康保険課、高齢者医療課、総務省自治税務局市町村税課事務連絡において示した免除基準等に基づき、法第44条第1項第2号の規定により、国民健康保険被保険者に対する一部負担金の免除、法第53条第2項第1号（法第54条の3第2項において準用する場合を含む。）及び法第54条の2第4項の規定により、国民健康保険被保険者に対する保険外併用療養費、訪問看護療養費及び特別療養費の一部負担金相当額の免除を実施したこと。

ウ 固定資産税の課税免除に伴う国民健康保険料（税）収入の減少に対する財政支援

地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第120号）附則第55条の2により固定資産税の課税免除を実施したこと。

エ 東日本大震災による医療費の増加に伴う医療給付費の負担増に対する財政支援
特定被災区域の保険者において、平成24年度調整対象需要額に対する東日本大震災による医療費の負担増加割合が3%以上であること。

(注) 負担増加
割 合
$$= \frac{\text{平成24年医療費の増加に伴う負担増額 (※)}}{\text{平成24年度調整対象需要額}}$$

$$(\ast) \left[\frac{\text{平成24年総医療給付費}1/2}{\text{平成24年平均一般被保険者数}} - \frac{\text{平成22年総医療給付費}1/2}{\text{平成22年平均一般被保険者数}} \right]$$

× 平成24年平均一般被保険者数 = 医療費の増加に伴う負担増額

なお、当該メニューの交付額については、普通調整交付金の算定における調整対象需要額から控除すること。

オ 平成23年度災害臨時特例補助金等の財政補填不足分への財政支援

平成23年度災害臨時特例補助金及び平成23年度特別調整交付金の交付対象事業であったが、交付申請後に減免を行ったこと等により財政補填を受けていないこと。

ただし、国保円滑運営事業を除く。

カ 東日本大震災により被災した被保険者に対する免除証明書の交付に係る財政支援

被災した被保険者に対する免除証明書の交付に要した費用（郵送費等を含む。）があること。

⑯ 柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組に要した費用があること。

「柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組について」（平成24年3月12日保医発0312第1号、保保発0312第1号、保国発0312第1号、保高発0312第1号）厚生労働省保険局医療課長、保険課長、国民健康保険課長、高齢者医療課長通知に基づき、多部位、長期又は頻度が高い施術を受けた被保険者等への調査（調査を民間会社等に外部委託した場合を含む。）及び保険適用外の施術についての周知広報（パンフレット等作成費用）に要した費用があること。

ただし、郵送費は除く。

⑰ 住民基本台帳法等の改正に伴う外国人被保険者に対する国民健康保険制度の周知及び保険料（税）収納対策実施等に要した費用があること。

住民基本台帳法等の改正に伴う外国人被保険者に対する国民健康保険制度の周知広報（パンフレット等作成費用、翻訳費用等）に要した費用があること。

また、外国人被保険者に対する保険料（税）収納対策及び海外療養費の不正請求防止策を実施するため、外国人被保険者に対する保険料（税）収納業務（戸別訪問、電話督促等）及び海外療養費請求に対する照会・回答業務を民間会社等に外部委託した費用があること。

⑱ 制度改正に伴う市町村の国民健康保険事務の円滑な施行に資するため、施行準備に伴う財政負担増があること。

（交付要件9.（3）.①～⑰を除く。）

〔交付基準額の算定方法〕

1 平成23年度において、収納率による普通調整交付金の減額を受けている保険者であつて、保険料（税）収納率向上対策の効果が認められること

調整基準額＝ 平成23年度普通調整交付金減額額 × 1 / 2

なお、平成23年度の年度途中及び平成24年4月1日に広域化を行った保険者における平成23年度普通調整交付金減額額は、広域化を行う以前の個々の保険者に係る平成23年度普通調整交付金減額額の合算額をいう。

2 エイズ予防に関する知識の普及啓発の実施

交付基準は、①及び②の合算額とする。

① 申請要件①に該当するもの

- a 調整基準額＝ パンフレット作成(購入)部数 × パンフレット作成(購入)単価
ただし、作成(購入)部数として、平成24年の年間平均被保険者数の6割に、作成(購入)単価として45円を乗じた額を限度とする。
- b 調整基準額＝ パンフレット作成(購入)部数 × 10円
ただし、作成(購入)した部数は、平成24年の年間平均被保険者数の6割を限度とする。

交付基準額は、a及びbの合算額とする。

② 申請要件②に該当するもの

次に定める平成24年の年間平均被保険者数に応じた額を上限として、実支出額を調整基準額とする。（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）

(助成限度額)

助成限度額は、平成24年の年間平均被保険者数規模に応じて、下記の交付限度額1によるものとする。

ただし、平成15年度以降に広域化を行った保険者（広域化を行う以前の全ての保険者が、広域化を行った前年度（年度途中に広域化を行った場合は広域化を行った年度）の当該交付金において、交付対象保険者であった場合に限る。）については、平成24年の年間平均被保険者数規模に応じて、下記の交付限度額2によるものとする。

なお、広域化を行う以前の個々の保険者に係る前年度（年度途中に広域化を行った場合は広域化を行った年度）の当該交付金における交付限度額の合算額が交付限度額2（広域化を行った保険者が交付限度額1による場合は、交付限度額1とする。）を超える場合は、その合算額を交付限度額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額1	交付限度額2
1万人未満	500千円	750千円
5万人未満	1,000千円	1,500千円
10万人未満	2,000千円	3,000千円
10万人以上	3,000千円	4,500千円

※ 広域化を行った保険者における上記の取扱いについては、広域化を行った年度（年度途中に広域化を行った場合はその翌年度）から5年間とする。

3 直営診療施設の運営に係る特別に要した費用があること

① 災害等による被害を受け復旧に要した費用

1 施設当たりの復旧に要した費用に応じて、下記の表に定める額とする。

対 象 額	調 整 基 準 額
3,000千円以下	現 額
3,000千円超～6,000千円以下	3,000千円
6,000千円超	現額×1/2 (100千円未満切捨)

② 災害等による被害を受けた地域の人的支援に要した費用

1 施設当たりの人的支援（当該施設従事者に限る。災害救助法による医療扶助を除く。）に要した旅費及び滞在費に応じて、下記の表に定める額とする。

対 象 額	調 整 基 準 額
1,000千円以下	現 額
1,000千円超～2,000千円以下	1,000千円
2,000千円超	現額×1/2 (100千円未満切捨)

③ 経営合理化のために要した費用

ア レセプト電算処理システムの導入及び更新

1 施設当たりのレセプト電算処理システムの導入及び更新に要した費用について、下記の表に定める額とする。

ただし、現に要した費用額が調整基準額に満たない場合は、現額とする。

対 象 施 設	調 整 基 準 額
診 療 所	2,000千円
病 院	5,000千円

イ 統合系医療情報システムの導入及び更新

1 施設当たりの統合系医療情報システム（オーダーリングシステム、電子カルテ等）の導入及び更新に要した費用について、下記の表に定める額とする。

ただし、現に要した費用額が調整基準額に満たない場合は、現額とする。

対 象 施 設	調 整 基 準 額
診 療 所	30,000千円
病 院	40,000千円

ウ その他

1 施設当たりの経営合理化に要した費用に応じて、下記の表に定める額とする。

対 象 額	調 整 基 準 額
3,000千円以下	現 額
3,000千円超	3,000千円

④ 療養環境の改善に要した費用

1施設当たり療養環境の改善に要した費用に応じて、下記の表に定める額とする。

対 象 額	調 整 基 準 額
3,000千円以下	現 額
3,000千円超～6,000千円以下	3,000千円
6,000千円超	現額×1/2 (100千円未満切捨)

⑤ 医師、看護師、保健師等の確保対策に要した費用

ア 医師等の確保支援事業

国保直営診療施設が医師、看護師、保健師等の確保のための事業に係る調整基準額は、当該事業に要した費用の3分の2とする。

ただし、1施設当たりの調整基準額の上限は1,000千円とする。

対 象 額	調 整 基 準 額
1,500千円以下	現額×2/3
1,500千円超	1,000千円

イ 救急患者受入体制支援事業

夜間・休日の救急患者受入体制を確保することを目的として、開業医等の外部医師に協力を求める事業に係る調整基準額は、当該事業に要した賃金及び交通費等の費用の3分の2とする。

ただし、1施設当たりの調整基準額の上限は5,000千円とする。

対 象 額	調 整 基 準 額
7,500千円以下	現額×2/3
7,500千円超	5,000千円

4 直営診療施設整備に関する費用があること

調整基準額＝ 「国民健康保険調整交付金(直営診療施設整備分)交付要綱」(昭和53年9月29日厚生省発保第73号)等の規定に基づき、補助対象経費として認められた額とする。

5 保健事業に関する費用があること

調整基準額＝ 「国民健康保険の保健事業に対する助成について」(平成24年4月6日保国発0406第1号)に定める交付方針に基づき、補助対象事業として認められた額とする。

6 国民健康保険総合保健施設事業に関する費用があること

調整基準額＝ 「国民健康保険調整交付金（総合保健施設分）交付基準」（平成12年9月21日保険発第164号）に定める交付基準に基づき、補助対象事業として認められた額とする。

7 離職者に係る国民健康保険料（税）の減免に要した費用が多額であること

調整基準額＝ 一人当たり保険料（税）調定額(A) × 減免対象被保険者数(B)
－ 減免世帯に係る保険料（税）調定額(C)

※ 上記の方法により算定した額が、離職を原因とする保険料（税）減免総額を上回る場合は、当該減免総額を調整基準額とする。

(A) = 平成23年度（平成24年度）の保険料（税）調定総額 ÷ 一般被保険者数（賦課期日現在）

(B) = 平成23年（平成24年度）の度離職を原因とする減免対象世帯に属する一般被保険者数（減免申請時点）

(C) = 平成23年度（平成24年度）の離職を原因とする減免対象世帯に係る保険料（税）調定額（減免後）

※ 平成24年1～3月相当分（平成23年度）と平成24年4～12月相当分（平成24年度）をそれぞれ算定し、その合算額とする。

8 非自発的失業者の国民健康保険料（税）軽減措置による財政負担が多額であること

調整基準額＝ $\sum_{i=1}^2 \{ (n \text{ 月末時点の非自発的失業軽減対象世帯に属する一般被保険者数} - \text{基準失業者数(A)}) \times (\text{平均保険料(税)(B)} - \text{軽減後平均保険料(税)(C)}) \times 1/12 \}$

(A) = 平成23年度（平成24年度）の非自発的失業軽減対象世帯に属する一般被保険者数（賦課期日時点）

(B) = 平成23年度（平成24年度）の保険料（税）調定総額 ÷ 一般被保険者数（賦課期日時点）

(C) = 平成23年度（平成24年度）の非自発的失業軽減対象世帯に係る軽減後保険料（税）調定額 ÷ 非自発的失業軽減対象世帯に属する一般被保険者数（賦課期日時点）

※ 平成24年1～3月分（平成23年度）と平成24年4～12月分（平成24年度）をそれぞれ算定し、その合算額とする。

9 特別事情による財政負担増加等があること

(1)に該当するもの

原則として、平成24年度のやむを得ない事情による保険料（税）負担増加額の3分の1相当額とする。

ただし、水俣病による医療費が多額である場合に限り、負担増加額の15分の9相当額とする。

(2)に該当するもの

原則として、〔一般被保険者数 × 一人当たり医療費（地域差指数による補正後） × 1 / 2〕により算出した額を基準とし、各保険者の国保事業運営への取組状況を踏まえ、予算の範囲内で交付する。

(3)に該当するもの

① 申請要件①に該当するもの

調整基準額1 = 希望カード及びパンフレット等作成（購入）部数 × 希望カード及びパンフレット等作成（購入）単価

ただし、作成（購入）部数については、平成24年の年間平均被保険者数を限度とし、作成（購入）単価については、希望カード及びパンフレット等ともに30円を限度とする。

調整基準額2 = 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知の作成やシステム開発に要した費用及び後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知の作成事務を都道府県国民健康保険団体連合会等へ委託した場合の自庁システムの改修に要した費用については、平成24年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	2,500千円
1万人未満	3,000千円
5万人未満	6,000千円
10万人未満	10,000千円
10万人以上	20,000千円

調整基準額 3 = 後発医薬品（ジェネリック医薬品）利用差額通知の作成及び通知書送付後の照会・回答事務等を都道府県国民健康保険団体連合会等へ委託した場合の委託に要した費用については、平成24年の年間平均被保険者数規模に応じた交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	500千円
1万人未満	1,000千円
5万人未満	2,000千円
10万人未満	3,500千円
10万人以上	5,000千円

② 申請要件②に該当するもの

調整基準額 1 = マルチペイメントネットワークを活用した口座振替契約受付サービス導入時の金融機関との契約に際して発生した契約料については、3,000千円を上限として、実支出額を調整基準額とする。

調整基準額 2 = マルチペイメントネットワークを活用した口座振替契約受付サービスの専用端末機購入費用や周知広報に係る費用等については、平成24年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	250千円
1万人未満	500千円
5万人未満	1,000千円
10万人未満	1,800千円
10万人以上	3,000千円

③ 申請要件③に該当するもの

調整基準額 = 対象者へのダイレクトメール送付に係るシステム改修費用（対象者の抽出によるもの）、郵送費及び印刷費については、平成24年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	250千円
1万人未満	400千円
5万人未満	800千円
10万人未満	1,500千円
10万人以上	3,000千円

④ 申請要件④に該当するもの

調整基準額＝ 非自発的失業者の国民健康保険料（税）軽減措置に係るシステム改修費用及び周知等に要した費用については、平成24年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	5,000千円
1万人未満	10,000千円
5万人未満	20,000千円
10万人未満	30,000千円
10万人以上	60,000千円

⑤ 申請要件⑤に該当するもの

調整基準額＝ 減免対象者に係る国民健康保険料（税）減免相当額（法定軽減額は除く）とする。

※ 減免相当額は、平成25年1月末日までに把握した減免対象者に係る保険料（税）について、平成20年2月1日厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係事務連絡にて通知した基準（旧被扶養者の要件及び減免措置の内容）に基づき算定した額の総額とすること。ただし、実際の減免相当額が当該事務連絡の基準に基づき算定した減免相当額に満たない場合は、実際の減免相当額を調整基準額とする。

⑥ 申請要件⑥に該当するもの

調整基準額＝ 国保総合システム稼働時期の変更等に伴い、追加で必要となった費用については、平成24年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	3,000千円
1万人未満	6,000千円
5万人未満	10,000千円
10万人未満	20,000千円
10万人以上	40,000千円

⑦ 申請要件⑦に該当するもの

調整基準額 1 = 制度周知用チラシ、パンフレット等の作成に要した費用については、平成 24 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5 千人未満	200 千円
1 万人未満	400 千円
5 万人未満	600 千円
10 万人未満	800 千円
10 万人以上	1,000 千円

調整基準額 2 = 意思表示欄保護シールの作成に要した費用については、平成 24 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5 千人未満	250 千円
1 万人未満	500 千円
5 万人未満	1,000 千円
10 万人未満	1,500 千円
10 万人以上	2,000 千円

調整基準額 3 = 被保険者証等の様式変更に必要な費用、または、臓器提供意思表示シールの作成に必要な費用については、平成 24 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額 1 を上限として、実支出額を調整基準額とする。

郵送費については、下記の交付限度額 2 を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額 1	交付限度額 2
5 千人未満	250 千円	400 千円
1 万人未満	500 千円	800 千円
5 万人未満	1,000 千円	1,200 千円
10 万人未満	1,500 千円	1,600 千円
10 万人以上	2,000 千円	2,000 千円

※ 制度周知用チラシ、保護シール、意思表示シールが一体式の場合、または、一括調達した場合は、調整基準額 3 にまとめて計上すること。調整基準額 3 の交付限度額を超える場合には、按分してそれぞれに計上すること。

⑧ 申請要件⑧に該当するもの

調整基準額＝ 医療機関における適正受診に係る普及啓発に要した費用については、平成24年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	500千円
1万人未満	1,000千円
5万人未満	1,500千円
10万人未満	2,000千円
10万人以上	2,500千円

⑨ 申請要件⑨に該当するもの

調整基準額＝ 無資格加入者の療養費の支給総額 － 無資格加入者に遡及して賦課（課税）する医療分保険料（税）総額

⑩ 申請要件⑩に該当するもの

調整基準額＝ （平成19年度療養給付費等交付金 － 平成23年度前期高齢者交付金等）× 1/2

⑪ 申請要件⑪に該当するもの

調整基準額＝ 全国平均以上の子どもの数 × 全国平均の一人当たり応能保険料

⑫ 申請要件⑫に該当するもの

調整基準額1＝ システム改修に要した費用については、平成24年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	1,500千円
1万人未満	2,500千円
5万人未満	4,000千円
10万人未満	7,500千円
10万人以上	10,000千円

調整基準額2＝ $A - r \times (B - C)$

※上記により算出した額が「0」以下の場合は、「0」とすること。

A：平成22年度の保険料（税）の所得割額（賦課額）

B：平成24年度の保険料（税）の算定基礎となる所得金額

C：平成24年度の保険料（税）の算定基礎となる手当金等に係る所得金額

r：各保険者の平成24年度の所得割の料（税）率

⑬ 申請要件⑬に該当するもの

調整基準額 1 = 外国人の取扱変更に係るシステム改修に要した費用については、平成 24 年の年間平均被保険者数規模に応じてた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5 千人未満	3, 0 0 0 千円
1 万人未満	6, 0 0 0 千円
5 万人未満	1 0, 0 0 0 千円
1 0 万人未満	2 0, 0 0 0 千円
1 0 万人以上	4 0, 0 0 0 千円

調整基準額 2 = 外来診療における高額療養費の現物給付化に伴うシステム改修や周知広報に要した費用については、平成 24 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5 千人未満	2, 5 0 0 千円
1 万人未満	3, 0 0 0 千円
5 万人未満	6, 0 0 0 千円
1 0 万人未満	1 0, 0 0 0 千円
1 0 万人以上	2 0, 0 0 0 千円

調整基準額 3 = 扶養控除廃止に伴い所得調整控除の導入に係る改修及び周知広報に要した費用については、平成 24 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5 千人未満	2, 5 0 0 千円
1 万人未満	3, 0 0 0 千円
5 万人未満	6, 0 0 0 千円
1 0 万人未満	1 0, 0 0 0 千円
1 0 万人以上	2 0, 0 0 0 千円

調整基準額 4 = 住民税方式から旧ただし書き方式へ変更することに伴いシステム改修や周知広報に要した費用については、平成 24 年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5 千人未満	3, 0 0 0 千円
1 万人未満	6, 0 0 0 千円
5 万人未満	1 0, 0 0 0 千円
1 0 万人未満	2 0, 0 0 0 千円
1 0 万人以上	4 0, 0 0 0 千円

⑭ 申請要件⑭に該当するもの

調整基準額 1 = 前年度の財政調整交付金において、申請誤り等により国民健康保険の財政負担となる影響額の 8 / 1 0 以内の額

調整基準額 2 = 自主点検により判明した過小交付による国民健康保険の財政負担となる影響額の 1 0 / 1 0 以内の額

※自主点検による過小交付額は過去 5 年分の合算額とする。

⑮ 申請要件⑮に該当するもの

ア 保険料（税）減免の措置に対する財政支援

I 東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「東電福島原発事故」という。）による警戒区域等（注）の納付義務者（指示があった日以降に他市町村（特別区を含む。）へ転出した者を含む。）について、条例に基づいて保険料（税）減免を行った場合

調整基準額 1 = 保険料（税）減免総額の 1 0 分の 2 相当額

※ 「保険料（税）減免総額の 1 0 分の 2 相当額」 = 「平成 24 年度国民健康保険災害臨時特例補助金（以下「特例補助金」という。）の交付算定額の算定の基になった保険料（税）減免総額（1 0 分の 1 0）」 - 「保険料（税）減免に係る特例補助金の交付決定額（1 0 分の 8）」

II 東日本大震災が生じた日に特定被災区域（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 4 0 号）第 2 条第 3 項に規定する特定被災区域をいう。（以下同じ。））の納付義務者（平成 23 年 3 月 1 1 日以降に他市町村（特別区を含む。）へ転出した者を含む。）について、条例に基づいて保険料（税）減免（警戒区域等（注）を除く。）を行った場合

調整基準額 2 = 保険料（税）減免総額（平成 24 年 4 月から同年 9 月分までの月割算定額）の 1 0 分の 1 0 以内の額

Ⅲ 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和38年厚生省令第10号）（以下「算定省令」という。）第6条第1号の交付申請を行った場合

調整基準額3 = 保険料（税）減免総額（平成24年4月から同年9月分までの月割算定額）の10分の2以内の額

※ 「保険料（税）減免総額（平成24年4月から同年9月分までの月割算定額）の10分の2以内の額」 = 「東日本大震災に係る保険料（税）減免総額（平成24年4月から同年9月分までの月割算定額）」 - 「算定省令第6条第1号の交付申請額のうち東日本大震災分の保険料（税）減免総額（東日本大震災に係る平成24年4月から同年9月分までの月割算定額）」

イ 一部負担金免除の措置に対する財政支援

Ⅳ 東電福島原発事故による警戒区域等（注）の被保険者（指示があった日以降に他市町村（特別区を含む。）へ転出した者を含む。）に係る一部負担金免除を行った場合

調整基準額4 = 一部負担金免除総額の10分の2相当額

※ 「一部負担金免除総額の10分の2相当額」 = 「特例補助金の交付算定額の算定の基になった一部負担金免除総額（10分の10）」 - 「一部負担金免除に係る特例補助金の交付決定額（10分の8）」

Ⅴ 東日本大震災が生じた日に特定被災区域の被保険者（平成23年3月11日以降に他市町村（特別区を含む。）へ転出した者を含む。）に係る一部負担金免除（警戒区域等（注）を除く。）を行った場合

調整基準額5 = 一部負担金免除総額（平成24年3月から同年9月診療分）の10分の10以内の額

Ⅵ 算定省令第6条第4号の交付申請を行った場合

調整基準額6 = 一部負担金免除総額（平成24年3月から同年9月診療分）の10分の2以内の額

※ 「一部負担金免除総額（平成24年3月から同年9月診療分）の10分の2以内の額」 = 「東日本大震災に係る一部負担金免除総額（平成24年3月から同年9月診療分）」 - 「算定省令第6条第4号の交付申請額のうち東日本大震災分の一部負担金免除総額（東日本大震災に係る平成24年3月から同年9月診療分）」

ウ 固定資産税の課税免除に伴う国民健康保険料（税）収入の減少に対する財政支援
VII 東電福島原発事故による警戒区域等の保険者が固定資産税の課税免除を行った場合

調整基準額 7 = 固定資産税の課税免除を行った場合の資産割保険料（税）算定額の減少額（※1）の2分の1相当額（※2）

VIII 特定被災区域の保険者（警戒区域等を除く。）が固定資産税の課税免除を行った場合

調整基準額 8 = 固定資産税の課税免除を行った場合の資産割保険料（税）算定額の減少額（※1）の2分の2以内の額

（※1） 「固定資産税の課税免除を行った場合の資産割保険料（税）算定額の減少額」とは、次の算式により得た額とする。ただし、実際に国民健康保険料（税）収入が減少した場合のみ対象とする。

$$\left[\begin{array}{l} \text{地方税法の一部を改正する法律} \\ \text{（平成23年法律第120号）に} \\ \text{よる固定資産税の課税免除を} \\ \text{行わなかった場合の資産割保} \\ \text{険料（税）算定額} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{地方税法の一部を改正する法律} \\ \text{（平成23年法律第120号）に} \\ \text{よる平成24年度本算定における} \\ \text{資産割保険料（税）算定額} \end{array} \right]$$

（※2） 「固定資産税の課税免除を行った場合の資産割保険料（税）算定額の減少額（※1）の2分の1相当額」 = 「特例補助金の交付算定額の算出の基になった固定資産税の課税免除を行った場合の資産割保険料（税）算定額の減少額（2分の2）」 - 「固定資産税の課税免除に伴う国民健康保険料（税）収入の減少に対する財政支援に係る特例補助金の交付決定額（2分の1）」

エ 東日本大震災による医療費の増加に伴う医療給付費の負担増に対する財政支援
調整基準額 9 = 医療費の増加に伴う負担増額の10分の8以内の額

オ 平成23年度災害臨時特例補助金等の財政補填不足分への財政支援
調整基準額10 = 平成23年度災害臨時特例補助金及び平成23年度特別調整交付金の交付対象であり、財政補填を受けていない交付対象費用の10分の10以内の額

※ 交付対象費用については、保険料（税）減免額（医療分、後期分、介護分）、一部負担金免除額、標準負担額免除額、その他財政負担増額、固定資産税の課税免除に伴う国民健康保険料（税）収入の減少に伴う財政負担増額とする。

カ 東日本大震災により被災した被保険者に対する免除証明書の交付に係る財政支援調整基準額11＝ 免除証明書の交付に要した費用については、平成24年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	2,500千円
1万人未満	4,000千円
5万人未満	6,000千円
10万人未満	8,000千円
10万人以上	10,000千円

(注) 警戒区域、計画的避難区域、旧緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点(ホットスポット)に設定された区域。財政支援の取扱いについては、平成23年4月23日事務連絡「東日本大震災に係る警戒区域、避難指示区域等の見直しに伴う取扱いについて」によるもの。

⑯ 申請要件⑯に該当するもの

調整基準額1＝ 多部位、長期又は頻度が高い施術を受けた被保険者等への調査(調査を民間会社等に委託した場合を含む。)費用については、平成24年の年間平均被保険者数規模に応じて、下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	500千円
1万人未満	1,000千円
5万人未満	2,000千円
10万人未満	3,500千円
10万人以上	5,000千円

調整基準額2＝ 保険適用外の施術に関するパンフレット等作成費用については、平成24年の年間平均被保険者数規模に応じて、下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	500千円
1万人未満	1,000千円
5万人未満	1,500千円
10万人未満	2,000千円
10万人以上	2,500千円

⑰ 申請要件⑰に該当するもの

調整基準額 1 = 周知広報（パンフレット等作成費用、翻訳費用等）に要した費用
ただし、周知広報に要した費用に対する交付限度額は、300千円を上限として、実支出額を調整基準額とする。

調整基準額 2 = 外国人被保険者に対する保険料（税）収納業務（個別訪問、電話督促等）及び海外療養費請求に対する照会・回答業務を民間会社等に外部委託した費用については、平成24年の年間平均対象被保険者（外国人被保険者）数規模に応じて、下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均対象被保険者数	交付限度額
2千人未満	1,500千円
5千人未満	3,000千円
1万人未満	7,500千円
1万人以上	10,000千円

⑱ 申請要件⑱に該当するもの

調整基準額 = 平成24年の年間平均被保険者数規模に応じた下記の交付限度額を上限として、実支出額を調整基準額とする。

年間平均被保険者数	交付限度額
5千人未満	1,500千円
1万人未満	2,500千円
5万人未満	4,000千円
10万人未満	7,500千円
10万人以上	10,000千円